

平成9年10月1日より婦人少年室の名称が女性少年室に変わります。

☆ 育児・介護休業法に関すること、育児休業制度や育児のための勤務時間の短縮等の措置の実施に関することは下記にどうぞ。

また、平成11年3月31日までに介護休業制度や介護のための勤務時間の短縮等の措置を導入した事業主に対する奨励金もご活用下さい。

－ 都 道 府 県 女 性 少 年 室 －

	郵便 番号	所 在 地	電話番号	FAX番号
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	060	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
	030	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	0177-35-1033	0177-77-7696
	020	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019-622-4645	019-623-0440
	983	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
	010	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	0188-62-6684	0188-62-4300
山形 福島 茨城 栃木 群馬	990	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	0236-24-8228	0236-24-8246
	960	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	0245-36-4609	0245-36-4658
	310	水戸市北見町1番11号	029-221-3915	029-233-0725
	320	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
	371	前橋市大手町1丁目1番3号	027-231-5136	027-232-9639
埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟	336	浦和市岸町5丁目8番13号	048-822-4273	048-832-4887
	260	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
	112	文京区後楽1丁目7番22号	03-3814-5372	03-3814-5619
	231	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
	951	新潟市川岸町1丁目56番地	025-266-0047	025-265-6420
富山 石川 福井 山梨 長野	930	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎	0764-32-2740	0764-32-3959
	920	金沢市西念町103街区12番地 金沢駅西合同庁舎	076-231-3086	076-221-3087
	910	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
	400	甲府市美咲1丁目2番13号	0552-52-6779	0552-54-4677
	380	長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎	026-234-7817	026-234-7820
岐阜 静岡 愛知 三重 滋賀	500	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-3046	058-245-3425
	420	静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310	054-252-8216
	460	名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-4191	052-951-4193
	514	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-228-2782	059-228-2785
	520	大津市御幸町6番6号	0775-23-1190	0775-27-3277
京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山	604	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地	075-241-0504	075-241-0493
	540	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-941-4647	06-946-6465
	650	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-332-7045	078-332-7005
	630	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820	0742-36-1821
	640	和歌山市中之島2249番地	0734-22-4743	0734-22-4881
鳥取 島根 岡山 広島 山口	680	鳥取市東町2丁目302番地 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249	0857-29-4142
	690	松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎	0852-31-1161	0852-31-1505
	700	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
	730	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-223-2878	082-223-2875
	753	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017	0839-22-3880
徳島 香川 愛媛 高知 福岡	770	徳島市徳島町城内6番6号 徳島地方合同庁舎	0886-52-2718	0886-52-2751
	760	高松市天神前5番12号	0878-31-3762	0878-31-3759
	790	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
	780	高知市鷹匠町2丁目1番42号	0888-72-2598	0888-72-2410
	812	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎	840	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7150	0952-32-7151
	852	長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎	095-844-4384	095-844-4423
	860	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
	870	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	0975-32-4025	0975-37-1240
	880	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531	0985-25-5543
鹿児島 沖縄	892	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-222-8446	099-222-8459
	900	那覇市久米2丁目30番1号	098-868-4380	098-869-7914

就業規則への記載はもうお済みですか

■ 育児休業規則の規定例 ■



労働省女性局

◆就業規則記載例◆

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、育児休業制度等に関して、必要な事項を就業規則に記載し、これを所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

以下に簡単な就業規則上の記載例を示しましたので参考として下さい。

就業規則における大綱、要旨及び具体的委任規定の例

第△△条

- 従業員のうち必要のある者は、会社に申し出て育児休業をし、又は育児短時間勤務の適用を受けることができる。
- 育児休業、育児短時間勤務の対象従業員、手続き等必要な事項については、「育児休業及び育児短時間勤務に関する規則」の定めるところによる。

育児休業及び育児短時間勤務に関する規則

（目 的）

第1条 本規則は、〇〇会社就業規則第〇条に基づき、従業員の育児休業及び育児短時間勤務に関する取扱いについて定めるものである。

（育児休業の対象者）

第2条

- 育児のために休業することを希望する従業員であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。
- 1にかかわらず、次の従業員は育児休業をすることができない。
 - 日雇従業員及び期間契約従業員
 - 会社と従業員組合との間で締結された育児休業等に関する協定（以下「育休協定」という。）により育児休業の対象から除外することとされた従業員
 - 入社1年未満の従業員
 - 配偶者（育児休業に係る子の親である者に限る。）が常態として当該子を養育することができる従業員

（育児休業の申出の手続等）

第3条

- 育児休業を希望する者は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の1か月前までに、育児休業申出書（社内様式〇）を人事部労務課に提出することにより、申し出るものとする。

これより遅れた場合にあっては、会社は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）の定めるところにより、休業開始予定日の指定を行

うことができる。

- 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に人事部労務課に必要事項を届け出なければならない。

（育児休業の申出の撤回等）

第4条

- 申出者は、休業開始予定日の前日までは、育児休業撤回届（社内様式〇）を人事部労務課に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。
- 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。
- 休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。

この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

（育児休業の期間等）

第5条

- 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまでを限度として育児休業申出書に記載された期間とする。
- 従業員は、育児・介護休業法の定めるところにより休業開始予定日の繰上げ変更及び育児休業を終了しようとする日（以下「休業終了予定日」という。）の繰下げ変更を行うことができる。
- 従業員が休業終了予定日の繰上げ変更を希望する場合には、書面で理由を付して人事部労務課に申し出るものとし、会社がこれを適当と認めた場合には、原則として繰り上げた休業終了予定日の1週間前までに本人に通知する。
- 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - 子の死亡等、育児休業に係る子を養育しないこととなった場合、当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会社と本人が話し合いのうえ決定した日とする。）
 - 育児休業に係る子が1歳に達した場合 子が1歳に達した日
 - 産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合 産前産後休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日
 - 育児休業を開始した後に育休協定により育児休業の対象から除外することとされた労働者に該当した場合 原則として当該事由が発生した日から2週間以内であって会社が指定した日
 - この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、人事部労務課にその旨を通知しなければならない。

（給与等の取扱い）

第6条

- 育児休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。
- 賞与については、その算定対象期間に育児休業の期間が含まれる場合には、出勤日数により日割で計算した額を支給する。
- 育児休業後の給与は、育児休業前の給与を下回らないものとする。

4 退職金の算定に当たっては、育児休業の期間を勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。

(社会保険料の取扱い)

第7条 育児休業中の従業員から申出がなされた場合、育児休業期間中の社会保険料の被保険者負担分は免除されるので「健康保険・厚生年金保険育児休業保険料免除申出書」により、人事部労務課に申し出るものとする。

ただし、申出が行われない場合は、各月に会社が納付した額を翌月〇〇日までに従業員に請求するものとし、従業員は会社が指定する日までに支払うものとする。

(教育訓練)

第8条

- 1 3か月以上の育児休業をする者で、育児休業の期間中の職場復帰プログラム受講を希望する者に同プログラムを実施する。
- 2 会社は、別に定める職場復帰プログラム基本計画に沿って、当該従業員が育児休業をしている間、同プログラムを行う。
- 3 同プログラムの実施に要する費用は会社が負担する。

(復職後の取扱い)

第9条

- 1 育児休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務で行うものとする。
- 2 1に係わらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。

(年次有給休暇)

第10条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率算定に当たっては、育児休業をした期間は出勤したものとみなす。

(育児短時間勤務の制度)

第11条

- 1 従業員で1歳に満たない子（実子又は養子）と同居し、養育する者は、会社に申し出て、次の育児短時間勤務の制度の適用を受けることができる。
所定労働時間を午前9時から午後4時30分まで（うち休憩時間は、〇〇時から〇〇時までの1時間とする。）の6時間30分とする制度（女子従業員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）
- 2 適用のための手続き等については、第3条から第5条の規定（第5条4(4)を除く。）を準用する。
- 3 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給を時間給換算した額を基礎とした実労働時間分とともに、別途定める給与規定に基づく諸手当を支給する。
- 4 賞与は、その算定対象期間に1か月以上本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じて、1か月ごとに〇%の減額を行うものとする。
- 5 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(法令との関係)

第12条 育児休業及び育児短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

(附 則)

本規定は、平成9年4月1日から適用する。

育児休業等に関する労使協定（例）

〇〇〇〇株式会社と□□□□労働組合は、〇〇〇〇株式会社における育児休業等に関し、次のとおり協定する。

(育児休業及び育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第1条 事業所長は、次の一号又は二号に掲げる従業員から育児休業及び育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 入社1年未満の従業員
- 従業員の配偶者で、育児休業及び育児短時間勤務の申出に係る子の親である者が次のいずれにも該当する場合の従業員
 - 職業に就いていない者（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく育児休業その他の休業により就業していない者を含む。）であること。
 - 心身の状況に申出に係る子の養育をすることができるものであること。
 - 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、10週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でないこと。
- 休業申出に係る子と同居している者であること。

2 会社は、前項の規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(育児休業の終了)

第2条 育児休業をしている従業員の配偶者が前条第1項第二号のイからニまでのいずれにも該当することとなった場合には、その従業員の育児休業は、それらの事由が生じた日から2週間以内であって会社が指定した日に終了するものとする。

2 前項の事由が生じたときは、従業員は原則としてその事由が発生した日にその旨を事業所長に通知しなければならない。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

〇〇〇〇株式会社

代表取締役

㊟

□□□□労働組合

執行委員長

㊟

(注)事業所の労働者の過半数で組織する労働組合のない事業所にあつては、従業員代表と協定すること。